深刻な検事不足

私は、以前の「時評」欄において、「深刻な裁判官不足」というテーマで書かせて頂いた。しかし、事は裁判官に止まらず、刑事裁判の一翼を担う検察官の不足もまた実に深刻である。

検察官の中には、法曹資格を有する検事と、法曹資格を有しない特任検事（副検事の中から試験を経て採用）及び比較的軽微な事件を担当する副検事（検察事務官の中から試験を経て採用）があり、特任検事及び副検事は法曹資格を有する検事の不足を補うものとして制度化されたものである。ところが、我国の検事（特任検事を含む）の定員は、一九五五年が一〇〇〇人、二〇〇二年が一四一四人であるが、検事はその中から法務省、法務局に約二〇〇人が配属されているため、検察庁に所属する検事は二〇〇二年一月一日現在一一五八人である。また、検察庁にはこれに加えて八二五人の副検事が所属している。即ち、一九八三人の検事・副検事が我国の検察行政から犯罪捜査と公判立会いに当っていることになる。しかし、検察官、特に法曹資格を有する検事の不足は以下のとおり深刻である。

一九六八年当時、全国の地方検察庁の事件の六割は検事が担当し、四割を副検事が担当していたが、現在では検事が担当しているのは約三割にすぎず、約七割は副検事が担当している。このことは、検事不足とその故に本来検事が行うべき事件処理を副検事に肩代わりさせていることを意味し、捜査の質の低下と事件処理の遅延が指摘されている。また、検事が常駐していない地検支部が全国で一四四ヶ所に昇っているし、例えば告訴しても検察庁が対応しないとか処理が遅いといった指摘があるように、不十分な捜査や消極的処理によりそのしわ寄せが被害者や国民にきている。更に、一九九六年から二〇〇一年の五年間に検察庁の刑法犯受理件数は三九・三％、公判請求件数は三二・〇％、凶悪事件数は五八・三％、それぞれ増加している状況の下、警察官の一万人増員計

画が進んでいるものの、警察捜査の指揮をする検事の増員は国の政策にはなっていない。外国との比較（人口比）においても我国はアメリカの一二分の一、ドイツの七分の一、フランスの二・六分の一に止っている。

　このように検事不足は誠に深刻であるが、裁判官の場合と同様、事件処理能力を疑われかねないため、個々の検事・副検事からその過酷な勤務実態についての公表はされていない。しかし、例えば、妻の入院さえも付き添ってやれないような検事・副検事が多数いることも事実である。適正、迅速な事件処理が行われるため、今後一〇年間に検事を一二〇〇人程度増員し、それに伴い検事を補佐する検察事務官も相当数増員すべきである。

【平成１６年１２月９日　静岡新聞　朝刊　掲載】